

障がい者・児を取り巻く社会環境の変化及びニーズ調査結果等の概要について

1 近年の障がい者・児施策の動向等について

(1) 国の計画等の策定

① 第5次障害者基本計画の策定（令和5年3月）

障害者基本法第11条に基づき、国の障がい者施策の最も基本的な計画として策定（内閣府）

<主な内容>

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止 | ② 安全・安心な生活環境の整備 |
| ③ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ④ 防災，防犯等の推進 |
| ⑤ 行政等における配慮の充実 | ⑥ 保健・医療の推進 |
| ⑦ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | ⑧ 教育の振興 |
| ⑨ 雇用・就業，経済的自立の支援 | ⑩ 文化芸術活動・等の振興 |

② 基本指針の改正（令和5年5月）

市町村・都道府県が定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」において必要な目標やサービスの見込み量の設定に係る指針を改正

<成果指標>

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ① 施設入所者の地域生活への移行 | ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| ③ 地域生活支援の充実（一部新規） | ④ 福祉施設から一般就労への移行（一部新規） |
| ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等（一部新規） | ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（一部新規） |
| ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | |

(2) 雇用・就業

障害者雇用率の改定

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業 (対象事業主の範囲)	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国・地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

(3) 文化・芸術・スポーツ

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月）
- ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行（令和元年6月）
- ・ 「東京2020パラリンピック」の開催（令和3年8月～9月）
- ・ 「第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）」の開催（令和4年10月）

(4) 就学前の障がい児の発達支援の無償化（令和元年10月）

3歳から5歳までの児童発達支援，医療型児童発達支援，福祉型障がい児入所施設，医療型障がい児入所施設，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援の利用者負担の無償化

(5) 医療的ケア

「医療的ケア児支援法」の施行（令和3年9月）

⇒ 医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援やそこでの医療的ケアなどの支援等について規定された。

(6) 合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」の改正（令和6年4月施行予定）

⇒ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化，国及び地方公共団体の連携協力の責務が追加された。

(7) 情報取得・意思疎通支援

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和4年5月）

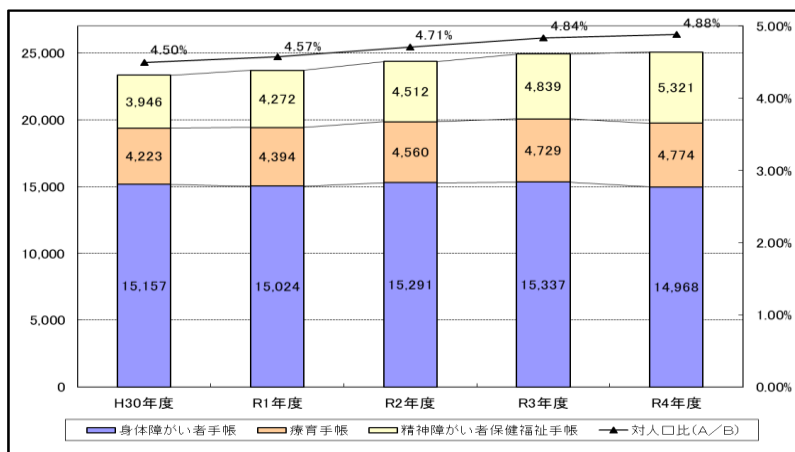
⇒ 障がい者の情報の取得利用及び意思疎通に係る施策の総合的な推進について，国や地方公共団体の責務とされた。

2 本市における状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、25,063人と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にある。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、年々増加傾向にあり、令和5年3月31日は、4.88%となっている

〈障がい者手帳所持者の推移〉



(2) 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成については、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に難病法が施行され、現在、対象疾患は、338疾患に拡大され、受給者は増加傾向にある。

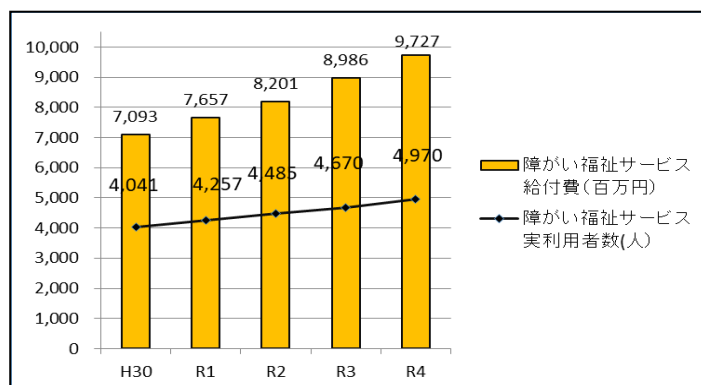
〈指定難病医療費助成事業の受給者数の推移〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	4,135人	3,980人	4,193人

(3) 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約23%増加し、令和4年度において4,970人となっている。

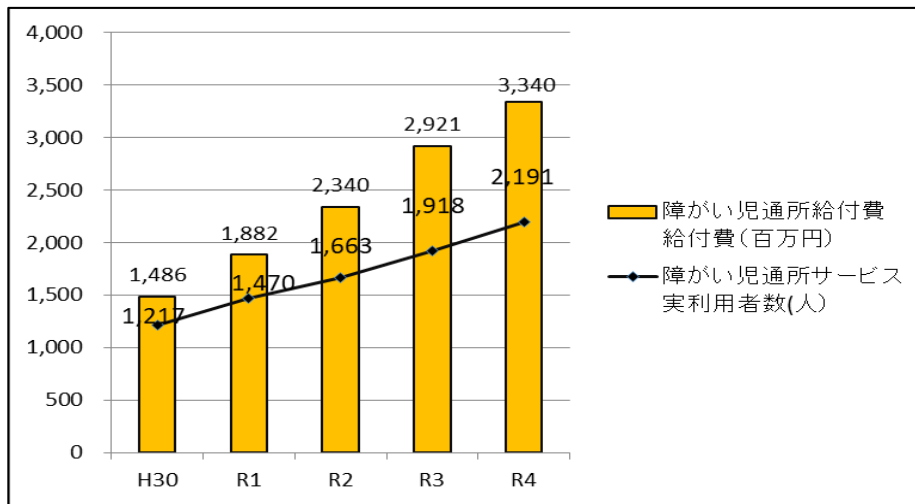
障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約37%増加し、令和4年度は約97億3千万円となっている。



(4) 障がい児通所給付費及び利用者数

児童福祉法に基づく障がい児通所サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約1.8倍に増加し、令和4年度において2,191人となっている。

また、障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約2.2倍に増加し、令和4年度において約33億4千万円となっている。



(5) 医療的ケア児の状況

令和5年度に実施した栃木県の実態調査(20歳未満)では、本市の在宅医療的ケア児は96人で、うち「経管栄養」が53人(55.2%)と最も多く、次いで「たん吸引」が49人(51.0%)、「酸素吸入」が38人(39.6%)、「気管切開」が30人(31.3%)、人工呼吸器を必要とする児童が24人(25.0%)である。年齢別では、0～6歳(就学前)が最も多く、47人(49.0%)となっている。

3 アンケート調査結果の概要について

(1) 目的

「(仮称) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「(仮称) 第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定にあたり、障がいの生活実態や障がい児福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施

(2) 調査概要

ア 対象者

- 本市の障がい者手帳所持者(身体・知的・精神障がい)及び障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等利用者のうち、男女別、年齢別に偏りが無いよう層化無作為抽出した2,648人(うち18歳未満547人)
- 本市において障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等(居宅介護、共同生活援助、就労継続支援、放課後等デイサービス、移動支援等)の提供を行っている229法人

イ 調査期間

令和5年5月16日(火)～6月13日(火)

ウ 調査方法

郵送

エ 回収結果

【個人】

発送数	回答数	回答率
2,648人	1,233人	46.6%

【事業所】

発送数	回答数	回答率
229事業所	142事業所	62.0%

(3) 調査結果

利用者の回答結果

ア 介護者・今後の生活

- 主な介護者については、「父母・祖父母・兄弟」が47.9%と最も多く、次に「ホームヘルパーや施設職員」が13.0%となっており、家族が介護をしている利用者は約6割である。また、年齢も「60歳以上」が36.4%を占めており、介護者の高齢化が見受けられる。
- 地域移行や親なき後の備えのために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が59.2%と最も多く、次に「必要な在宅サービスが適切に受けられること」が58.3%、「障がい者に適した住居の確保」が51.0%、「相談する相手が身

近にいること」が49.9%となっている。

- ・ スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末の所持率は、18歳以上の障がい者のうち、61.1%となっており、電話やメール、インターネット検索のほか、SNSやアプリを使用していると回答している。

イ 就労

- ・ 就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」が56.2%と最も多く、次に「通勤手段の確保」が47.6%となっている。

ウ 相談等

- ・ 相談する時に困っていることについては、「特にない」が46.0%と最も多いが、「相談先がわかりづらい」が23.2%、「身近なところで相談ができない」が14.2%となり、相談に困っている人が約4割を占める。
- ・ 日常生活や社会生活で困っていることについては、「将来の生活のこと」が40.1%と最も多く、次に「経済的なこと」が23.0%となっている。

エ 障がい福祉サービス等

- ・ 利用者の満足度について、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が7割を超えているサービスについては、「施設入所支援」、「地域活動支援センター」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「医療型児童発達支援」となっている。
- ・ 利用者の満足度について、「やや不満」、「不満」と回答した割合が3割を超えているサービスは、「短期入所（ショートステイ）」となっている。
- ・ 「短期入所」の不満な理由は、「利用できる施設が少ない」が80.0%と最も多く、次に「利用したいときに利用できない」が62.5%となっている。
- ・ 現在利用したいが、利用できていないサービスが「ある」と回答した人は、21.2%であり、サービスについては、「短期入所」が30.7%と最も多く、次に「移動支援」が18.0%、「共同生活援助」が9.2%となっている。

オ 今後のサービスの充実

- ・ 今後のサービスへの要望について、「家族などの体調不良などの緊急時に利用できる施設を充実して欲しい」が42.8%と最も多く、次に、「申請方法や手続きを分かりやすくして欲しい」が37.7%、「費用負担を軽くして欲しい」が29.9%、「利用条件を緩やかにして欲しい」が26.3%となっている。

カ 障がいへの理解・権利擁護

- ・ 災害への備えについて、「特に対策を立てていない」と回答した人は45.6%、不安に思うことについては、「避難所生活」が48.5%、「避難方法」が38.7%、「災害情報の取得」が24.4%となっている。
- ・ 成年後見制度について、「制度を知らない」と回答した人は、43.9%となっている。

事業所の回答結果

ア 事業運営・職員

- ・ 事業を運営する上での課題については、「職員の確保」が77.5%と最も多く、次に「職員の育成」が71.1%、「報酬単価の低さ」が40.1%となっている。
- ・ 職員の充足状況については、「やや不足している」が58.5%と最も多く、「非常に不足している」との回答も8.5%となっており、併せて約7割の事業所が職員不足を感じている。

イ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

- ・ 5割以上の事業所が「居宅介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）」の利用ニーズが増えていると回答している。
- ・ 2割以上の事業所が「就労移行支援」、「地域活動支援センター」の利用ニーズが減っていると回答している。

ウ 地域生活への移行等

- ・ 地域移行に必要なことは、「地域住民の正しい理解や協力」が63.4%と最も多く、次に「地域の相談支援体制の充実」が49.3%となっている。
- ・ 介護者の高齢化により介護ができなくなることに備えるために必要なことは、「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応、介護・医療的ケア等）」が44.4%と最も多く、次に「ショートステイの受け入れ体制の整備」が43.7%となっている。
- ・ 障がいの重度化により介護ができなくなることに備えるために必要なことは、「重度の障がいのある人などを受け入れるグループホームの整備促進」が70.4%となっている。

エ 障がい児支援

- ・ 障がい児への支援で必要なことは、「個々の特性に応じた療育の充実」が59.2%と最も多く、次に「障がいの早期発見、早期支援の充実」が54.9%、「医療・保健・教育との連携強化、情報交換の場の設定」が52.8%となっている。
- ・ 医療的ケア児の受け入れ状況については、「受け入れていない」が69.0%と最も多く、次に「受け入れている」が9.9%となっている。

オ 強度行動障がいについて

- ・ 強度行動障がいのある方への必要な支援は、「支援員の確保」が31.7%と最も多く、次に「研修などによる支援員の支援力向上」が28.2%となっている。

※ 強度行動障がい

精神的な診断（精神障がい、統合失調症等）ではなく、他害行為や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態

カ 就労

- ・ 一般就労に必要なことは、「社会全体の障がい者雇用への理解促進」が75.4%と最も多く、次に「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」が61.3%となっている。

4 関係団体との意見交換会結果の概要について

(1) 目的

「(仮称) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「(仮称) 第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」策定にあたり、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の安定的な提供体制の確保を図るため、障がい者団体等との意見交換を実施

(2) 概要

ア 団体（7団体）

団体名	団体の構成員
宇都宮市障害者福祉会連合会	身体障がいのある方とその家族等
NPO 法人宇都宮市知的障害者育成会	知的障がいのある方の家族等
宇都宮精神保健福祉会	精神障がいのある方の家族等
栃木県難病団体連絡協議会	難病のある方等
宇都宮市自閉症児者親の会	自閉症，発達障がいのある子の親等
NPO 法人障害者福祉推進ネットちえのわ	知的障がい，発達障がい等のある子の親等
栃木県障害施設・事業協会	障がい福祉サービス事業者等

イ 実施期間

令和5年6月26日～6月30日

ウ 実施方法

ヒアリング

(3) 意見交換の結果（抜粋）

ア 障がい福祉サービスについて

- ・ 自家用車の燃料費の助成を増額して欲しい。
- ・ 心身障がい者福祉手当について、精神障がいも対象にして欲しい。
- ・ 身体障がい者の移動支援の利用要件を緩和して欲しい。

イ 就労について

- ・ 企業と障がい者の乖離を減らし、継続雇用に繋げるため、障がい者の募集時に、企業が必要とする人材や業務内容の明確化が必要である。
- ・ 企業に対し、難病患者や障がい特性の理解促進を図る必要がある。
- ・ 企業に障がい者雇用の研修や定着に関する研修等を行って欲しい。

ウ 相談支援について

- ・ 災害時における障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援，地域を支援する体制づくりが必要である。
- ・ 気軽に相談できる環境づくりが必要である。
- ・ 24時間の相談体制，緊急時の受け入れ体制の充実が必要である。
- ・ 法定サービスを受けていない方へも窓口等を周知して欲しい。

エ 地域生活への移行について

- ・ 重度身体障がい者を受け入れる住まいの場の確保が必要である。
- ・ 地域移行に向けた入所施設の充実、整備を行って欲しい。
- ・ 児童生徒を対象に、障がいへの理解促進を深める取り組みが必要である。

オ 障がいへの理解促進・差別解消について

- ・ 幼少期から障がいへの理解を深める必要がある。
- ・ 精神障がいについて、義務教育などで理解促進を行って欲しい。
- ・ 小中高校での福祉教育や福祉施設、事業所での体験学習を充実して欲しい。
- ・ 難病患者も公共施設等の割引を認めて欲しい。

カ 乳幼児期の支援について

- ・ 障がいの早期発見、早期療育が必要である。
- ・ 医療的ケア児への支援を充実して欲しい。
- ・ 親の障がい理解の啓発が必要である。
- ・ 発達の仕方は個々により異なるため、情報に振り回されないような支援が必要である。

キ 学齢期の支援について

- ・ 個々の障がい特性を見極め、将来を見据えた支援が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスなど、学齢期の支援は整ってきている。
- ・ 家族への支援が必要である。

ク その他

- ・ 同じ障がいをもつ人が集まる場所が欲しい。
- ・ 就労まで切れ目のない支援を行ってほしい。
- ・ 障がいの原因となる疾病や心の病気等の早期発見、早期対応が必要である。